

令和7年度海外 MICE 見本市における東京ブース共同出展者の募集について

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京の魅力を国内外にアピールする機会であるとともに、高い経済波及効果が期待できる M I C E の誘致を積極的に進めており、海外各国・地域から東京への MICE 誘致推進のため、以下 4 つの海外見本市に東京ブースとして出展いたします。

また、アメリカにおいては、見本市会期中に財団主催による商談会（以下「クライアントイベント」という。）を開催し、現地ミーティングプランナーとのネットワーク構築の場を提供いたします。

つきましては、令和7年度開催予定の IMEX Frankfurt・IMEX America・IBTM World・AIME における共同出展者の募集及びクライアントイベントへの参加者の募集を行います。

1. 対象見本市及び東京ブース概要

	ドイツ (フランクフルト)	アメリカ (ラスベガス)	スペイン (バルセロナ)	オーストラリア (メルボルン)
名称	IMEX Frankfurt	IMEX America	IBTM World	AIME
日程	令和7年 5月20日-22日 (3日間)	令和7年 10月7日-9日 (3日間)	令和7年 11月18日-20日 (3日間)	令和8年 2月9日-11日 (3日間)
会場	Messe Frankfurt	Mandalay Bay	Fira Barcelona Gran Via	Melbourne Convention & Exhibition Centre
Web サイト	https://imex-frankfurt.com/	https://www.imexamerica.com/	https://www.ibtmworld.com/	https://aime.com.au/
出展面積	約 110 m ² 程度	約 120 m ² 程度	約 120 m ² 程度	約 110 m ² 程度
来場者数	12,059 人 (2024 年実績)	15,800 人 (2024 年実績)	11,899 人 (2024 年実績)	約 4,000 人 (2024 年実績)
特色	欧州最大の規模を誇る MICE 見本市の一つ。バイヤーは欧米市場が中心。アソシエーション系のバイヤーが多いことも特徴。	IMEX Frankfurt の米国版として開催され、バイヤーは北米市場が中心。米国の MICE 市場の中心となる見本市。	IMEX Frankfurt と並ぶ、欧州の二大見本市。バイヤーは欧米市場が中心。特にインセンティブ旅行・企業会議の誘致に強い。	アジア太平洋地域最大級の規模を誇る見本市。インセンティブ旅行、企業会議・国際会議のバイヤーが数多く参加。
共同出展者数	10 者程度	10 者程度	10 者程度	10 者程度

備考		共同出展者にはクライアントイベントにもご参加いただきます。		初日（２月９日）は Knowledge Program & Welcome Event のみ
----	--	-------------------------------	--	--

※東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、財団の委託事業者によって提供される旨、予めご了承ください。

2. クライアントイベント概要

	アメリカ
日程	令和７年１０月７日 午前８時～午前９時４５分（予定）
会場	ラスベガス市内（予定）
募集参加者数 （都内事業者）	１０者程度
備考	※クライアントイベントのみの申込も可能です。 現地ミーティングプランナー等は１０者程度の参加を見込んでいます。

3. 申込み

２月２８日（金）１７：００まで

上記期日までに、別紙出展申込書・プロフィールシートを電子データ（Word 形式）にて下記宛先にご提出ください。

出展の可否につきましては、財団で協議の上、３月７日（金）までに連絡させて頂く予定です。

■ご提出先：東京観光財団コンベンション事業部（担当：鹿乗、白石、名塚）

Email: convj02@tcvb.or.jp / shiraishi@tcvb.or.jp / nazuka@tcvb.or.jp

4. 目的・事業内容

<海外見本市>

(1) 出展目的

世界的に主要な MICE 見本市において、都内事業者やビジネスイベント先進エリア団体等との共同出展を通じた官民連携による「ALL TOKYO」でのプロモーションを展開することにより、MICE 開催都市としての東京のプレゼンス強化を図る

(2) 事業内容

- 東京ブースとして各事業者の新たな取組等を紹介することにより、MICE 開催都市としての東京の魅力や強みを P R するため、財団と共同で海外で開催される M I C E 見本市でバイヤーとの商談等を実施する。

＜クライアントイベント＞

(1) 実施目的

MICE 開催地としての東京を PR するとともに、都内 MICE 関連事業者向けに現地ミーティングプランナーとの交流機会を提供し、東京への MICE 誘致を促進する

(2) 事業内容

東京のプレゼンテーション、東京都の連携都市（※他事業）によるプレゼンテーション、ネットワーキング、抽選（ラッキードロー）等を実施する（90～120 分予定）。（軽食・飲物のご提供あり）

5. 共同出展の効果

＜海外見本市＞

(1) 出展にかかる負担の軽減

見本市への出展料及び小間装飾費用は財団が負担し、出展ブースの設計等に伴う主催者との調整等も財団及び財団委託事業者が行いますので、単独出展を行うよりも、費用及び手間の負担が大幅に軽減されると思われます。 ※ 費用の詳細は、「6.費用」をご確認ください。

(2) MICE 誘致に係る「ALL TOKYO」として効果的な PR 機会を提供

見本市の開催地を訪問し、世界各国のバイヤーと直接面会することは、バイヤー・セラー間の信頼関係の醸成に繋がると共に、MICE 誘致において絶好の PR 機会と言えます。また、東京ブースとして共同で出展することで、多様な来場者の関心を引くことができます。

(3) 都内事業者間の連携強化

東京で MICE 誘致に携わる共同出展者同士の関係構築に繋がり、今後の事業における連携強化が想定されます。

＜クライアントイベント＞

参加者同士で自由にコミュニケーションを図っていただくネットワーキングイベントとなります（軽食提供あり）。財団が選定し招待する現地バイヤー（主にコーポレート案件を扱うミーティングプランナー）との交流ができます。

また、本番 2 週間前には、BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点(*)による、現地の最新トレンドや誘致成功のための方策等をお伝えするオンラインセミナーを実施いたします。事前に現地事情等に関する理解を深めた上で、現地でのクライアントイベントにご参加下さい。

(*) BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点：

現地における企業系会議や報奨旅行等（以下「MI」という。）の誘致案件や優良顧客情報等を収集し、MI 開催都市としての「東京」のプロモーションを実施する APAC・欧州・北米の 3 エリアに設置している組織。

6. 費用

共同出展者負担費用

財団負担費用①～③以外の費用

＜例（各出展者でご負担いただくもの）＞

- ・見本市において各自で用意する展示品・備品・パンフ等及びその送料
- ・渡航費、宿泊費、滞在費（食費、交通費等）、出入国に関連する経費、各自で加入する海外旅行傷害保険料、派遣者に係る人件費等
- ・航空券や現地宿泊先等の手続きに係る費用

※財団負担費用

- ① 見本市出展料（クライアントイベントは、参加料無料です。）
- ② 見本市の小間（ブース）装飾費用
- ③ クライアントイベント実施に係る経費

7. 募集要件

次の（１）～（８）に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 国際的な MICE の誘致・開催に携わる都内の事業者等（エリアマネジメント団体、会議施設、DMC、イベント会社、ホテル等）であること。
- (2) 見本市において、自社等の事業内容の説明及び商談ができるスタッフを 1 名以上派遣可能であること。
- (3) クライアントイベントにおいて、自社等の事業内容の説明及び商談ができるスタッフを 1 名以上派遣可能であること。
- (4) 今後、海外からの MICE に関する問い合わせ等に対応可能であること。
- (5) 見本市開催前・開催後に開催する出展者会議（共同出展者相互の意識統一を図る等を目的とするもの）に参加が可能であること（日時は後日決定）。
- (6) 出展した見本市に関する商談実績（商談件数、成約案件の詳細）及び成果等を財団へ報告いただけること。出展に関するアンケートもご回答いただきます。
- (7) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (8) 本募集案内に記載されている全ての事項を理解し、同意すること。

8. 募集スケジュール及び共同出展者・イベント参加者決定方法等

＜募集スケジュール＞

2025 年 2 月 6 日（木）	共同出展者／クライアントイベント参加者の募集を開始
2025 年 2 月 28 日（金）17：00	募集の締め切り
2025 年 3 月 7 日（金）※予定	内定の連絡
2025 年 4 月上旬	決定の通知

＜共同出展者の決定について＞

- (1) ご提出いただいた出展申込書及びプロフィールシートを基に、出展目的・募集要件と照らし合わせ、決定いたします。なお、お申込み状況によっては、業種によって偏りがないよう、財団にて調整させて頂く場合がございます。予めご了承ください。
- (2) お申込みが多数の場合は、申込書・プロフィールシートの記載を踏まえた上で、抽選とさせていただきます。
- (3) 本見本市への出展は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において可決・成立し、令和 7 年度の財団の収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において令和 7 年 4 月 1 日に正式に確定するため、共同出展者についても、令和 7 年 3 月 31 日までは内定とさせて頂き、令和 7 年 4 月 1 日以降に決定とさせていただきます。

＜その他＞

- (1) 出展可否については、申込者全員に財団よりご連絡いたします。
- (2) クライアントイベント参加者には、財団事務局からブース来訪者・イベント参加者へ提供する景品等の協賛をお願いさせていただく予定です。詳細については、参加者等決定後、別途ご連絡させていただきます。
- (3) お申し込みいただいた見本市が延期された場合、財団の判断により、延期後の同見本市にそのままお申込を移行させていただくことがあります。その場合、原則としてお申込の諸条件は維持されますが、詳細は延期の際に併せてご案内させていただきます。
- (4) 原則として、同一年度内に開催される見本市への共同出展において、1 者（団体）につき、年度内 1 回の共同出展といたします。
- (5) お申し込みの際は、他の団体が当該見本市に出展するブースへの重複申し込みはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

9. 注意事項

(1) 東京ブースについて

- 東京ブースの設営や事務局業務等、財団の業務の一部については、本事業の財団委託業者によって提供いたします旨、予め承知おきください。
- ブースのレイアウト・デザイン・コンセプト等、ブースに係る体裁や運営一切については、財団にご一任

いただきます旨、予めご了承ください。

- スペースの都合上、海外見本市への参加者数は 1 者(団体)あたり 2 名までとさせていただきます。
- ブース／イベントにおける衛生管理については、見本市及び施設によるガイドライン等に則り実施いたしますので、財団の指示に従ってください。
- 共同出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者（共同出展者含む）に転売、交換又は譲渡することはできません。

(2) 共同出展者の各種手配等

- 貴機関・団体の海外拠点等からのご参加も可能です。
- **滞在中の体調不良による延泊経費等は共同出展者自身でご負担**いただきます。主催者による見本市の中止や出入国規制等により、東京ブースの出展が不可能となった場合等にご手配済のフライトやホテル代等についてのキャンセルチャージについて、財団は負担いたしません。共同出展者が直接、支払先へご相談ください。
- 出入国手続きや、移動、宿泊に係る手配等は各自でご実施いただきます。海外渡航や開催国への入国に支障があった場合でも、財団では一切の責任を負いません。予めご了承ください。

(3) 損害賠償及びキャンセル料等

- 共同出展者決定後のキャンセルは、原則不可といたします。決定後、共同出展者の都合により出展されない場合、共同出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとし、財団では責任を負わないものとします。
- 共同出展者の手続きの不備により、参加者が開催国へ入国が出来なかった場合等、共同出展者都合により出展されない場合には、それまでに発生した作業に係る実費のご負担をお願いする場合がございます。
- 財団及び本事業の財団委託事業者は、共同出展者の P R 用製品及び資材等の盗難、紛失、生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。
- 共同出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- 財団は、見本市主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、現地治安情勢、その他特別な事情により、財団が本事業を中止したことで生じた共同出展者及び関係者の損失及び損害は補償しません。

(4) その他

- 財団及び本事業の財団委託事業者が撮影した写真・動画及び共同出展者からご提供いただいた各団体のロゴや画像などは、本事業の報告及び、財団の SNS アカウントやウェブサイト上で広報目的に使用することがありますので、予めご承知おきください。
- 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、実施内容等に変更が生じる可能性がありますので、予めご承知おきください。なお、変更が生じた場合は別途お知らせいたします。
- その他、本稿に定めのない事項及び本稿の解釈に疑義が生じた場合は、共同出展者と財団との協議により財団が決定することとします。

10. 開催国及び出入国に係る手続きについて

開催国情報及び出入国に係る手続きに関しては、以下サイト等をご参照の上、各自にてご確認をお願いいたします。海外渡航に支障があった場合でも、財団では一切責任を負わないため予めご承知おきください。

■ 在ドイツ日本国大使館

https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

■ 在アメリカ合衆国日本国大使館

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

■ 在スペイン日本国大使館

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001124.html

■ 在オーストラリア日本国大使館

https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html

■ 外務省

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

11. お問い合わせ

東京観光財団コンベンション事業部（担当：鹿乗、白石、名塚）

Email: convj02@tcvb.or.jp / shiraishi@tcvb.or.jp / nazuka@tcvb.or.jp